

令和6年1月5日

各 位

更生会社 株式会社プロルート丸光
管財人 弁護士 山本 幸治

会社更生手続開始決定に関するお知らせ

当社は、令和5年12月5日掲載「会社更生手続開始の申立てに関するお知らせ」のとおり、令和5年12月5日付けで大阪地方裁判所に対して会社更生手続開始の申立てを行いました。この度、令和6年1月5日午前10時に大阪地方裁判所から会社更生手続開始決定がなされ、同時に調査命令が発令されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

債権者の皆様をはじめ、これまでご支援ご協力を頂きました関係者の皆様に多大なるご迷惑をお掛けする事態となりましたことにつき、改めてお詫び申し上げます。

今後は、大阪地方裁判所の監督の下、調査委員に選任された小林あや弁護士の調査に協力しながら、従業員一同、会社の再建に全力を尽くして参る所存です。

何卒、本更生手続への格段のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 会社更生手続開始決定及び調査命令

令和5年（ミ）第1号会社更生事件（令和5年12月5日申立て）について、令和6年1月5日午前10時に、大阪地方裁判所から会社更生手続開始決定がされ、同時に調査命令が発令せられました。

2. 管財人及び調査委員の氏名

管 財 人 山 本 幸 治
調 査 委 員 小 林 あ や

以上